政治資金規正法の改正を含めた再発防止に 必要な措置を求める意見書 (案)

年 月 日

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣総務大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政治団体の政治資金の収支報告に関して、政治資金規正法は、20万円を超える政治資金パーティーの会費の支払者の氏名等を記載した政治資金収支報告書の提出を政治団体の会計責任者に義務づけている。

今般の派閥の政治資金パーティーをめぐる問題では、政治資金収支報告書の 記載に関し、会計責任者及び共謀が認められた国会議員が政治資金規正法違反 で有罪となっている。

この問題については、国民の政治不信を招いており、国民に対する説明責任 を果たすとともに、政治資金の透明化や再発の防止が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を高めるため、全容解明を進めるとともに、政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を講ずるよう強く要請する。